

秋田市地域公共交通協議会設置要綱

(市長決裁 平成19年9月20日)

(設置)

第1条 秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる目的のために設置する。

- (1) 本市における地域公共交通の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するための「秋田市公共交通政策ビジョン（仮称）」（以下「ビジョン」という。）の作成および変更に関する協議ならびに実施にかかる連絡調整を行う。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づいた地域公共交通会議として、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者につき市長が委嘱し又は任命する委員25人以内をもって組織する。

- (1) 市長が指名する秋田市職員
- (2) 関係する公共交通事業者およびその組織する団体、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、道路管理者、その他ビジョンに定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 公安委員会および秋田県警察
- (4) 住民又は利用者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者
- (7) その他の交通協議会の運営上必要と認められる者

2 市長は前条に規定する協議を行う旨を前項第2号に掲げる者に通知しなければならない。

3 前項の規定により通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知にかかる協議に応じなければならない。

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

ただし、再任は妨げない。

(会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。

(公開)

第 4 条 協議会は、原則として公開とする。

(事務局)

第 5 条 連絡会の事務局は、都市整備部都市総務課交通政策室に置く。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 9 月 20 日から施行する。

(任期の特例)

2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第 2 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に関する事項)

3 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の施行日（平成 19 年 10 月 1 日）をもって、協議会を同法第 6 条第 1 項に規定する協議会として、ビジョンを同法第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通総合連携計画として位置づけるものとする。